

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	重度心身障害者手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は重度心身障害者手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和7年4月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>重度心身障害者手当の支給に関する事務について、越谷市重度心身障害者手当支給条例に基づき行われる。特定個人情報は以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・越谷市重度心身障害者手当支給条例施行規則第2条の重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li><li>・同施行規則第5条第1項の受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li><li>・同施行規則第5条第2項の重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li><li>・同施行規則第5条第4項の受給資格の認定に係る現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(※施行規則第5条第4項の事務について、令和5年7月に制度改正を行い廃止となったが、令和8年7月までの届出は、引き続き受理・審査等の対応が必要となる。)</li></ul>
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
越谷市重度心身障害者手当支給事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第2項</li><li>・越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市福祉部障害福祉課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9164

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、次のように対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ

## 9. 監査

実施の有無

[ ○ ] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ○ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

団体内統合宛名システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日					評価書の見直しを実施した
平成29年12月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	重度心身障害者手当の支給に関する事務について、越谷市重度心身障害者手当支給条例に基づき行われる。特定個人情報は以下の事務に使用している。 ・越谷市重度心身障害者手当支給条例施行規則第2条の重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	重度心身障害者手当の支給に関する事務について、越谷市重度心身障害者手当支給条例に基づき行われる。特定個人情報は以下の事務に使用している。 ・越谷市重度心身障害者手当支給条例施行規則第2条の重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・同施行規則第5条第1項の受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・同施行規則第5条第2項の重度心身障害者手当の受給資格の認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・同施行規則第5条第4項の受給資格の認定に係る現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務		根拠となる規則の改正(施行)
平成30年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山元 雄二	福岡 敏哉		平成30年4月1日付け人事異動
令和1年6月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第第8号を予定	番号法 第19条第第8号		修正
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福岡 敏哉	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	福祉総合システム	事後	評価の再実施に伴う修正
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施に伴う修正
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成28年3月1日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価の再実施に伴う修正
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	番号利用法の改正による記載事項の修正
令和7年4月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・同施行規則第5条第4項の受給資格の認定に係る現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	・同施行規則第5条第4項の受給資格の認定に係る現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(※施行規則第5条第4項の事務について、令和5年7月に制度改正を行い廃止となったが、令和8年7月までの届出は、引き続き受理・審査等の対応が必要となる。)	事後	評価の再実施に伴う修正
令和7年4月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価の再実施に伴う修正
令和7年4月9日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	越谷市重度心身障害者手当個別台帳、手当支給関連ファイル	越谷市重度心身障害者手当支給事務	事後	評価の再実施に伴う修正
令和7年4月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	令和2年2月28日時点	令和7年2月1日時点	事後	評価の再実施に伴う修正
令和7年4月9日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[O]委託しない 十分である	[ ]委託しない 十分である	事後	評価の再実施に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 判断の根拠の記載	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和7年4月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 判断の根拠の記載	事後	様式の見直しによる記載事項の追加